

行政視察報告書

参加議員	議会運営委員会 委員長 藤田誠 副委員長 竹山美虎 委員 中田靖人 関貴光 天内慎也 赤平勇人 舘山善也 軽米智雅子
調査期間	令和6年1月25日(木)
調査先及び調査事項	①滋賀県長浜市 「ソーシャルメディア運用ガイドラインについて」 「議会BCPについて」 ②大阪府堺市 「議会BCPについて」

視察概要

■ 調査先 ①滋賀県長浜市

■ 調査事項 ソーシャルメディア運用ガイドラインについて
議会BCPについて

■ 調査内容

1. 調査日 令和6年1月25日(木)

2. 調査目的

長浜市は、ソーシャルメディア運用ガイドライン及び議会BCPを策定していることから、それぞれを調査し、本市の取組の参考とする。

3. 対応者

長浜市議会	千田 貞之	副議長	
"	中川 リョウ	議会運営委員会委員長	
"	高山 亨	議会運営委員会副委員長	

4. 調査事項の説明

(1) ソーシャルメディア運用ガイドラインについて

1 説明概要

①ソーシャルメディア運用ガイドラインの制定の経緯・背景

ガイドラインの制定の経緯としては、1つ目に、インターネットの普及により、フェイスブックやXなどのSNSを使い、情報発信等をする議員が増えてきたこと、2つ目に、利用に関し、十分に注意をしないと誤った情報や誤解を招く発言をするおそれがあり、取り返しのつかない事態が生じるおそれがあるとの意見が議員の中からあったこと、3つ目に、当初は議員各自が十分に注意していくとしていたが、最低ラインでの決め事は必要であると提案があったことから、ガイドライン

の策定に至った。

次に、制定の背景としては、市民から、ある議員のフェイスブックの投稿に対し、公人である市議会議員が誤解を招くような投稿をしているのはいかなるものかと思ひますとの意見があり、タブレット導入を進めた際に、インターネット利用について検討する中で必要であると決定をされた。

②ガイドライン制定に至る検討過程について

平成30年、タブレット導入に向けた協議を議会運営委員会で実施している中で、平成31年2月の議会運営委員会で一定の運用基準が必要であることが決定され、SNSの使用について協議を開始した。同年4月、議会の申し合わせ事項にインターネット機器の会議使用についての記述を追加することを議会運営委員会で決定した。

その後、ガイドラインの中身を協議し、令和4年4月に、ガイドラインの素案を会派代表者会議及び議会運営委員会に諮り、協議した。同年5月に、ソーシャルメディア運用ガイドラインの策定を議会運営委員会で決定し、ガイドラインを市議会ホームページに掲載した。

③ガイドライン制定に当たり特に留意した点について

ガイドライン制定に当たって、1つに、一度発信した情報を完全に削除することは困難であること、2つに、情報の発信によって他者を傷つけるなど、取り返しがつかない事態が生じることを認識すること、3つに、議会基本条例に触れる場合は議員としての説明責任が生じることを十分理解すること、以上の3つの点を十分に理解し、留意すべき事項を整理した。

留意すべき事項としては、1つに、長浜市議会基本条例及び長浜市議会議員政治倫理条例の精神に基づき、議員としての自覚と責任を持ち、良識のある情報内容であること、2つに、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること、3つに、発信する情報は、正確を期すとともに、誤解を招くことのないよう努めること、4つに、発信した情報により、他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること、5つに、発信した情報に関し、攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応すること、6つに、公式発表を考慮するなど、適切な時期に情報を発信すること、7つに、一度発信した情報を完全に削除することは困難であることを認識すること、以上の7項目を設定した。

④ガイドライン制定による議員の意識の変化について

議員に聞いたことはないが、感じた変化としては、SNSに写真や添付資料等を掲載するときは、プライバシーや著作権に問題がないか意識するようになったり、自分以外の議員が発信している内容について、問題ないか意識して見るようになった。また、掲載するときは、情報が正しいかしっかり調査する意識を持つようになったり、基本的には、議員の良識、あとは政治倫理条例や議会基本条例に基づき、議員個人の意識に訴えかけられてきたのではないかという実感はある。

実際に、ガイドラインを制定してから、市民や議員から指摘がある投稿は著しく減ったと認識している。

⑤ガイドライン違反となった事例への対応について

ガイドライン違反になった事例は、特にないが、市民を含め、議員として、これはどうだろうとか、言いたいことは分かるが、誤解を招くような投稿ではないかとの意見等は実際もあった。

そのような御意見があったときの対応として、掲載内容の調査を行い、場合によっては議長が副議長と事務局長で協議を行い、議長から当該議員に意見の内容を伝え、注意を行い、場合によっては掲載記事の修正や謝罪を指示される。その後、全員協議会で全議員に事案の報告と注意喚起を議長から行うこととしている。

⑥今後の課題について

制定しただけで終わりではなく、その都度、研修のほか、議会運営委員会及び会派代表者会議や、おのおの会派の中で、意識をして、注意し合えるような環境づくりが必要ではないかと考えている。

実際に、条例などもそうであるが、つくっただけで終わっている場合があるので、しっかり検証をして、改定をしていくことが必須であると考えている。

2 主な質疑応答

問：SNSでの発信で問題があった場合、長浜市の場合は、注意をして、全員協議会で経過報告を行うとのことであるが、指摘をした後、同じような過ちはないか。

答：やはり続くが、そういったことが繰り返される場合、地方自治法第134条の懲罰など、もともと決められたルールがあるので、そういったことも議会で適用するかしないかしっかり考えて、しかるべき措置をするべきであると考えている。

問：留意すべき事項において、「攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応する」とあるが、攻撃的な反応の部分について、誰が判断するのか。また、委員会として判断する場合、意見が割れたときはどのようにするのか。

答：具体例はないが、やはり、個人の資質、議員としての良心に訴えるしかないと感じる。また、委員会であれば、委員長の権限があり、なかなか難しいとは思いますが、ケース・バイ・ケースでしっかり対応しなければならないと考える。

問：ガイドライン違反になったときの対応として、「その後に開催の全員協議会で全議員に経過報告を行う」とあるが、経過報告を行うのは、誰が、どういう形で行うのか。

答：特定の議員の名前を出すのではなく、議会として、ある議員がこういったことをして、こういう対処をしたと報告するが、議会の中で言うと、誰がということは、もちろん理解されていると思うので、戒めの意味も込めていると理解している。

問：本人が、なぜ、やったのかなどを説明する場面はないのか。

答：基本的には、議長、副議長で対応する。まずは、やはり相手、そして当事者の意見をしっかり聞くとすることが必須であることから、そういった対応になる。

問：市民から寄せられる様々な意見について、出された意見を全て協議の対象としていくのか。

答：今まで事例はないが、基本的には議長の判断となる。しかし、議会としての権威を傷つけられた可能性がある場合は、厳正な対処をしていかなければならないため、議会運営委員会や会派代表者会議、あるいは議長、副議長、議会運営委員会の正副委員長の4役で判断する場合もあるが、ケース・バイ・ケースである。

問：ガイドラインは長浜市バージョンのものとして策定したのか。

答：1からつくったのではなく、公の団体でつくられているものを参考にした。

問：ガイドラインは、議会基本条例もしくは政治倫理条例の中に含まれているのか。

答：それらとは全く別であり、あくまでガイドラインはガイドラインということになる。

問：ガイドラインには、運用について書かれているが、違反した場合の対処については決めていないのか。

答：そのとおりである。

問：ガイドラインに違反した場合の対処については、議長が判断し、各派代表者会議や議会運営委員会の中で、どのような対処をするか決めるのか。

答：その部分については、議論ができていないところであるが、実際、政治倫理条例など、ガイドラインを補完するものがあるので、違反した場合に対処するため、どのようにしていくのかを考えなければならないと思っている。

問：ガイドライン違反になったときの対応のところに、「記載内容の調査を行う」とあるが、これは議長が行うということか。

答：議長が最終判断をするが、それまでには、当然、議長、副議長で相談する。それで、事務局とも相談する。解決に向けては、最終決断は議長であるが、やはり意見は共有しようということで行っている。

(2) 議会BCPについて

1 説明概要

①議会BCP策定の経緯について

議会活性化検討委員会において、平成26年11月に市災害対策本部設置に伴う議会の支援対策の検討が答申され、平成27年度に「災害時における議会の役割と事業継続計画の必要性」として全議員を対象に議員研修を行い、平成28年度末に策定の運びとなった。

ちなみに、滋賀県内の大津市議会が平成26年3月に策定済みであった。

②議会BCP策定の経過について

平成29年1月上旬に素案を完成させ、同年2月上旬に会派説明、意見照会、同年2月中旬に市当局の意見照会、同年3月上旬に全員協議会、議会運営委員会で決めて、3月下旬に全員協議会で周知がなされた。平成30年、タブレット導入に向

けた協議を議会運営委員会で実施している中で、平成31年2月の議会運営委員会で一定の運用基準が必要であることが決定され、SNSの使用について協議を開始し、同年4月、議会の申し合わせ事項にインターネット機器の会議使用についての記述を追加することを議会運営委員会で決定した。

その後、ガイドラインの中身を協議し、令和4年4月に、ガイドラインの素案を会派代表者会議及び議会運営協議会に諮り、同年5月に、ソーシャルメディア運用ガイドラインの策定を議会運営委員会で決定され、ガイドラインを市議会ホームページに掲載した。

③議会BCP策定に当たっての議論について

「当局の対策本部と議会の対策会議の2重構造となるが連携はできるのか」、「災害対応を各々の議員が直接当局に要求するのは適切でない」、「議員個人の判断により当局が混乱するような情報提供や要求はしない」、「情報管理を一元化し、議会として対応する必要がある」、「直接的な災害対応は議会の役割ではない」、「議会招集の要請に応じられるよう、自らの命を守ることも大事である」、以上のことが主な議論の内容である。

④議会BCPの内容について

目的については、長浜市域で大規模災害等の緊急事態が発生した際に、長浜市議会が対応すべき業務について必要な事項を定めることにより、大規模災害時における継続的な議会活動を通じて市民の安全を確保することや議会機能の早期回復を図ることを目的としている。

対象とする災害については、震度5強以上の地震、風水害、原子力災害、その他大規模事故災害等が対象となるが、本市は降雪があり、年によっては、今年も急な積雪とあることから、雪害も対象としている。

議会BCPに則った組織構成であるが、構成人員は、議長、副議長、各常任委員長の計7名となっている。

⑤災害発生時の議会と市の関係について

議会は、主体的に防災活動を実施する責務を担うものではないが、議会自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するために必要な情報を早期に収集し、チェックを行うことが求められている。

したがって、議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる。

なお、特に災害等発生初期段階においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、緊張状態にあることが予想されることから、議員の情報収集及び要請行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮する。

2 主な質疑応答

問：災害発生時の議会と市の関係のところに、「議員の情報収集及び要請行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮する」とあるが、配慮するというのは、具体的にはどういうことか。

答：平成29年8月に、姉川が一部決壊し、その際に、2人の議員が現地に入っていて、おのおの感じることは違うので、違うことを言われて、現場がかなり混乱をしたことがあった。

そういったことを考えると、我々、議会の議員が災害の場に口を出すべきではないこと、職員が一生懸命やっているところに水を差している場合ではないこと、そういった当たり前の配慮である。

職員から見る議員というのは、1人の市民ではなく、やはり、ある程度、気を使わなければならない存在になってしまうことから、そのための配慮である。

問：災害が起きると、議員は、当然、現場を見に行ったりとか、確認するが、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮するという認識は徹底されているのか。

答：そう思っている。

問：災害発生時の議員の役割としては、情報を持ってくるということになるのか。

答：議員は、各地域で、地域のことを一番知っているリーダーであると理解しており、議員の役割は情報収集や、住民に向けた情報の提供であるとか、地域を引っ張っていくリーダーとしての役割も必要であり、役割は多岐にわたると考える。

問：各議員への情報伝達については、タブレットを通じて行っているのか。

答：サイドブックスとラインワークスを活用している。

視 察 概 要

■ 調査先 ②大阪府堺市

■ 調査事項 議会BCPについて

■ 調査内容

1. 調査日 令和6年1月26日（金）

2. 調査目的

堺市は、議会BCPを策定していることから、その内容等を調査し、本市の取組の参考とする。

3. 対応者

堺市議会	若林 一	議会事務局総務課長
〃	西脇 良紀	議会事務局総務課職員

4. 調査事項の説明

(1) 議会BCPについて

1 説明概要

①議会BCP制定の経緯・背景及び検討過程（会議体・会議開催回数等）について
本市では、平成28年から、議会BCPの必要性について、議会力向上会議という会議体の中で、提案があり、検討を始めた。

平成29年に、議会力向上会議で、大災害のときに継続して担う議会の役割・責務を明記した堺市議会基本条例の一部改正の正副議長（案）について、各会派に持ち帰って、協議し、議会BCPの具体的な内容について、今後、1年程度かけて検討していくこととし、この辺りからスタートをしている状況である。

同年2月27日に、本会議で堺市議会基本条例の一部改正の条例を全会一致で可決し、同年6月から、議会力向上会議で、4回ほど、業務継続計画に盛り込む項目・内容、計画の全体像や目的・方針の規定内容などについて協議した。ここで、ワーキンググループを設置して、平成30年1月までを目途に議会BCP案をまとめることとし、その後、平成29年の11月から平成30年の1月までで、ワーキンググループにおいて、内容の詳細について協議した。

平成30年2月6日に、議会力向上会議で、ワーキンググループの案について説明が行われ、同年2月26日に、議会運営委員会で、議会BCPについて、議会力向上会議及びワーキンググループにおいて協議した結果、計画案について合意された旨の報告を行い、同年3月26日に、議会運営委員会で、堺市議会業務継続計画（BCP）を策定し、平成30年4月1日から施行することとなった。

それを受けて、同年3月28日に、本会議で堺市議会会議規則の一部を改訂する規則を全会一致で可決し、議会BCP計画が同年4月1日から施行となった。

平成30年4月以降については、その後、何度か改定をしている。

平成30年12月には、議会BCP対応マニュアルを策定したことにより、改定をした。

令和3年2月には、新型コロナウイルス感染症に対しての対応を盛り込む改正をした。なお、令和4年8月には、議会BCP対応マニュアルの改正をしたが、この内容については、新型コロナウイルス感染症に係る部分を修正したことに加え、この時点で、議員の安否情報等を事務局に連絡する手段として、以前は、電話や

メールなどで行っていたが、チャットシステムを導入したことから、それを連絡手段に使うということといった細かい部分の改正をしたが、大きく中身は変わっていない。

令和5年11月には、新型コロナウイルス感染症が同年5月に第5類となり、それまでは、議会BCPでは、新型コロナウイルス感染症に特化して、いろいろ対策を記載していたが、将来的に未知のウイルスなどの感染症が出てくる可能性があることから、新型コロナウイルス感染症に限定していたものをほかの感染症に対応できるような文言に修正する改正をした。

③議会BCPの内容について

議会BCPについては、議会として、迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続して議会の役割を担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めたものである。

議会BCP対応マニュアルは、議会BCPが対象とする災害が発生した場合に、議会BCPに基づき議会の初動対応や議会運営が適切に行えるよう、議会・議員がどのような行動・対応を取るべきかということを具体的に記載したものである。

議会BCPが対象となる災害は、市の災害対策本部等が設置される災害を対象としており、1つ目として、「災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき」、2つ目として、「大阪府に津波警報（津波・大津波）が発表されたとき」、3つ目として、「本市域に震度6弱以上の地震が観測したとき」、4つ目として、「本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的被害が発生したとき」、5つ目として、「本市域を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたとき」、6つ目として、「その他議長が議会BCPの適用を必要と認める災害またはその他危機事象、武力攻撃等が発生したとき」としている。

④執行部の災害対応マニュアルやBCPとの連携について

まず、対象災害発生時の議会の対応原則についてであるが、議長は、通常対応が可能となるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、執行部との協議、連絡、調整などを行うための組織として、堺市議会災害対策会議を設置する。

対策会議は、執行機関側の災害対策本部等の設置に対応して設置するが、いざというときは、議長が副議長あるいは議会運営委員会の委員長・副委員長と設置について協議することになっている。

また、対策会議は、議会としての対応を検討する、あるいは市の災害対策本部等とやり取りを行うことになっており、議員が個々に市の執行機関とやり取りをするのではなく、対策会議で一元化して、やり取りをすることになる。

対策会議の所掌事務については、「議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供」、「市災害対策本部等から入手した情報の委員への伝達」、「市災害対策本部等からの依頼事項への対応」、「市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整」、「国等に対する要望活動の調整」、「関係自治体議会との連携・協力」、「本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、機関の機能回復に向けた対応協議」、「その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項」となっている。

対策会議においては、議員が入手した災害情報をまとめて、市の災害対策本部へ提供し、こちらから要望する際も、対策会議を通じて行う。また、市からの連絡・

情報も、対策会議を通じて、議員に向けて共有することになっている。

その中で、執行部との連携を図るため、それぞれの議員が活動の中で地域の被災状況等を入手したときに、一刻も早く、危機管理部門等に知らせたくなると思うが、他市の事例においても、それにより、執行機関側の活動において、対応しにくかったということもあったと聞いていたので、対策会議において一元化するという形にしている。

また、対策会議を設置しない程度の災害であっても、議員は、議会BCPに規定する対象災害の発生時の活動原則を尊重して、非常事態に即応した地域の一人としての活動を行い、一定の要請等は、議会事務局を通じて伝達して、職員が初動対応や応急対応に専念できるように配慮している。

議会BCPは、執行部側のBCPである堺市業務継続計画との整合性も図ることになっている。

また、議会BCPについては、災害発生時の議員あるいは事務局職員の初動対応を定めており、議員本人の安否情報の伝達はもちろんのこと、議員が対策会議からの連絡を受けるための準備や、地域の被災情報を対策会議に提供することなどがある。

具体的な議員の初動対応については、1つ目として、「速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行う」、2つ目として、「議員本人の被災状況確認、今後の連絡等のため、本人の被災状況、連絡方法・連絡先等をメール、FAX、SNS等可能な方法により議会事務局へ連絡する。連絡設備等の損傷や通信インフラの途絶等のため、連絡が取れない場合、避難所又は区役所等の職員に対して、議会事務局に伝達するよう求めるなどの方法に努める。また、自ら積極的に対象災害にかかる情報収集を行う」、3つ目として、「市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、対策会議からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する」、4つ目として、「必要に応じて、地域の被災情報をメール、FAX、SNS等可能な方法により議会事務局を通じて対策会議に提供する。ただし、救命・救助に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ連絡する。また、当局への要望についても、対策会議を通じて行う」、5つ目として、「対策会議から得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民に提供する」となっており、災害時には、これらのことを基に行動することになる。

対象災害時の議会運営については、議会BCPに各場面ごとの流れを記載しており、また、災害が発生した場合をイメージし、それぞれの発災からの時間ごとの動きについても記載している。

⑤議会BCPを用いた訓練や議員への周知について

訓練については、議会BCPにおいて、「議会BCPの実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会、又は議会BCPをふまえた訓練（図上訓練等）を適宜実施するもの」としている。

これにより、毎年、9月上旬に大阪府全体で行われる大阪880万人訓練に合わせて訓練を行っており、過去においては、特別委員会質疑中の災害を想定し、議事を中断するといった訓練を数回実施したこともある。近年では、チャットシステムを利用した初動対応訓練として、安否確認の訓練をしており、令和5年度は、9月の

大阪 880 万人訓練のとき、あと 1 月にも行い、2 回、安否確認訓練をしている。

訓練の内容については、チャットシステムから各議員へ、対象災害発生と通知し、そのメッセージに対して、安全であるとか、問題ありといったことを回答してもらい、速やかに安否の確認ができるようにするといった訓練を行っている。

安否確認訓練については、議会BCP対応マニュアルにおいて、震度5弱以上の地震が発生した場合は、チャットシステムの自動送信機能により、議員が常時携帯しているスマホなどに送信されることになっており、この送信されたメッセージに、安全であるとか、問題ありといったことを回答することで、第一報としている。議長と副議長の安否確認については、議会事務局が携帯電話等でも確認をしている。

震度5弱以上の時には自動送信されるが、訓練では事務局で発信している。

第一報は、このよう形で安否確認をして、第二報は、安否確認表をチャットシステムによって議会事務局に提出することになっている。

先ほどの第一報は安全かどうかの確認だけであるが、安否確認表については、もう少し詳しく確認しており、被災状況であれば、その状況や、今どこにいるか、連絡先、参集ができるかどうかといったことをチャットシステムを通じて送信することになっている。

議会事務局においても、12月に、災害が発生した場合を想定し、事務局職員だけの通常訓練を行っており、これは、議会事務局だけではなくて、全庁的に、危機管理部門の訓練の中で、災害発生時に、優先的に取り組むべき業務の拾い出しとその手順について確認した。

⑥議会BCPを発動した事例について

今のところ、議会BCPを策定した後、新型コロナウイルス感染症以外で対象となるような災害は発生していないが、新型コロナウイルス感染症の対応のために、令和2年度には4回、令和3年度には6回、対策会議を開催している。

そのときの会議の内容については、緊急事態措置や緊急事態宣言の延長に対する市当局の対応及び現状報告で、執行機関側の対応と現状報告のほかに、市当局、堺市新型コロナウイルス対策本部等への要望など、あるいは、今後の会議等の取扱い、定例会における新型コロナウイルス感染症への対応などを対策会議の中で話し合った。

議会BCPが対象とする期間は、対象災害発生から、おおむね1か月以内としており、通常対応に移行できるかどうかの可否の判断は議長が行い、場合によっては延長することができること、また、通常体制に戻った後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携の在り方については、議長が決定することになっている。

⑥今後の課題について

まず、地震などの大規模災害の発生時の初動対応についてであるが、近年、安否確認訓練以外は訓練を行っていないことから、震度5弱以上の地震の発生時に、議員及び事務局職員の対応方法について、議会BCPや議会BCP対応マニュアルに基づいた具体的な動きをシミュレーションしていくと必要であると考えている。

次に、非常用の食料・飲料水の備蓄についてであるが、これは議会BCP対応マ

ニュアルに記載しているが、限られた予算の中であるので、すぐには整備ができず、現在、令和4年度・令和5年度・令和6年度の予算で、それぞれ10万円ずつ確保し、3か年で3日分の備蓄を常備したいと考えている。

また、議会BCPには、主に議員の行動については定めているが、議員を補佐する事務局職員の行動指針が、別途、必要であると考え、議会BCPや議会BCP対応マニュアルを基に事務局職員用の災害時初動対応マニュアルを令和元年10月に策定している。しかし、近年、執行部局側で災害時の対応の見直しがあったり、事務局の所管業務が移り変わるなど、十分、事務局職員が初動対応できていない、改正ができていないという状況であるので、毎年、状況に合わせて、事務局職員用の初動対応マニュアルについても見直しをしていく必要があると考えている。

2 主な質疑応答

問：議会BCPにおいて、議会運営についてのところで、オンラインでの委員会への出席も認めているとのことであるが、実際、オンラインで出席した事例はあるのか。また、出席したと事例があった場合、オンラインによって、不都合とかがあったか。

答：オンラインでの委員会への出席の事例は令和4年度にあり、なかなか慣れていない部分もあったが、特段、問題はなかったと聞いている。

問：オンラインでの委員会への出席については、Zoomを使ったのか。

答：そうである。

問：現状においても、オンラインでの委員会への出席は可能であるのか。

答：可能である。

問：安否確認に使っているチャットシステムは有料のものか、それとも無料のものか。

答：チャットシステムは有料である。これは、普段の連絡にも使っている。

問：議会BCPの策定については、堺市の場合、議会力向上会議がきっかけになっているが、議会運営委員会はどのように関わっていたのか。

答：議会力向上会議は、地方自治法第100条の協議の場の位置づけの会議体であり、議会運営について、あるいは、それ以外の議会に関することを検討するための会議であるので、議会力向上会議で諮った上で、議会運営委員会で諮って決定したという流れになる。